

令和5年第4回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

令和5年9月29日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第44号 本巢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について
- 日程第3 議案第45号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第46号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第47号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第48号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第49号 本巢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第51号 令和5年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 議案第52号 令和5年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第53号 令和5年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 認定第1号 令和4年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第2号 令和4年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第3号 令和4年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第4号 令和4年度本巢市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第5号 令和4年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第6号 令和4年度本巢市水道事業会計決算について
- 日程第17 認定第7号 令和4年度本巢市下水道事業会計決算について
- 日程第18 報告第16号 専決処分等の報告について（公衆電話ボックスの破損事故に係る損害賠償）
- 日程第19 発議第4号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について
- 日程第20 常任委員会委員の選任について
- 日程第21 議会運営委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 第1 諸般の報告
- 第2 議案第44号 本巢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について
- 第3 議案第45号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第46号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第47号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第48号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例について

- 第7 議案第49号 本巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第51号 令和5年度本巣市一般会計補正予算（第4号）について
- 第9 議案第52号 令和5年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第10 議案第53号 令和5年度本巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第11 認定第1号 令和4年度本巣市一般会計歳入歳出決算について
- 第12 認定第2号 令和4年度本巣市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 第13 認定第3号 令和4年度本巣市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 第14 認定第4号 令和4年度本巣市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 第15 認定第5号 令和4年度本巣市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 第16 認定第6号 令和4年度本巣市水道事業会計決算について
- 第17 認定第7号 令和4年度本巣市下水道事業会計決算について
- 第18 報告第16号 専決処分の報告について（公衆電話ボックスの破損事故に係る損害賠償）
- 第19 発議第4号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について
- 追加日程1 議会副議長辞職の許可について
- 追加日程2 議会副議長の選挙について
- 第20 常任委員会委員の選任について
- 第21 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程3 議会だより編集特別委員会委員辞任の許可について
- 追加日程4 議会だより編集特別委員会委員の選任について
- 追加日程5 もとす広域連合議会議員の選挙

出席議員（16名）

1番	吉村知浩	2番	高橋知子
3番	瀬川照司	4番	飯尾龍也
5番	片岡孝一	6番	高橋時男
7番	寺町茂	8番	澤村均
9番	高橋勇樹	10番	今枝和子
11番	高田浩視	12番	河村志信
13番	鏝本規之	14番	臼井悦子
15番	道下和茂	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	久富 和浩
教育長	川治 秀輝	総務部長	村澤 勲
企画部長	林 玲一	市民環境部長	青木 竜治
健康福祉部長	小椋 真二	産業建設部長	高木 孝人
林政部長	高井 和之	上下水道部長	谷口 博文
教育委員会 事務局 長	瀬川 清泰	会計管理者	川口 直紀

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大久保 守康	議会書記	山本 憲
議会書記	廣瀬 知倫	議会書記	後藤 謙治

開議の宣告

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

なお、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長をいたします。

日程第1 諸般の報告

○議長（大西徳三郎君）

日程第1、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いいたします。

初めに、予算決算委員会の報告を委員長に求めます。

予算決算委員会委員長 鏑本規之君。

○予算決算委員会委員長（鏑本規之君）

それでは、予算決算委員会の報告をさせていただきます。

9月4日、本会議において当委員会に付託されました議案は、議案第51号から議案第53号までの補正予算と、認定第1号から認定第7号までの予算認定の計10件であります。

同日、本会議散会後に本庁舎3階全員協議会室において当委員会を開催し、執行部から付託案件の補足説明を受け、質疑の後分科会を設置して、各分科会に審査項目を割り振りして審査することにいたしました。

その後、分科会は9月15日に総務企画分科会、19日に文教福祉分科会、20日に産業建設分科会を開催して審議を行い、3つの分科会終了後の25日に、午前9時から本庁舎3階全員協議会室において、藤原市長、久富副市長、川治教育長、各部局長のほか関係職員の出席を求め、各分科会会長から審査報告を受けた後、委員全員で付託案件の審査を行いました。

以上、予算決算委員会の報告といたします。終わります。

○議長（大西徳三郎君）

続いて、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勇樹君。

○総務企画委員会委員長（高橋勇樹君）

それでは、総務企画委員会の報告をいたします。

9月15日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。委員会には委員6名が出席し、藤原市長、久富副市長、所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件1件の審査を行いました。

企画部の付託案件である議案第44号 本巣市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例に

ついでに審査を行いました。

以上、総務企画委員会の報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

続いて、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 今枝和子さん。

○文教福祉委員会委員長（今枝和子君）

それでは、文教福祉委員会の報告をさせていただきます。

9月19日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。委員会には委員6名が出席し、藤原市長、久富副市長、川治教育長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件4件の審査を行いました。

初めに、市民環境部の付託案件である議案第45号 本巣市印鑑条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

次に、教育委員会の付託案件である議案第47号 本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第48号 本巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第49号 本巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

以上、文教福祉委員会の報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

続いて、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 河村志信君。

○産業建設委員会委員長（河村志信君）

産業建設委員会より報告を申し上げます。

9月20日午前9時より、本庁舎3階第1委員会室において産業建設委員会を開催いたしました。委員会には委員6名のうち5名が出席し、藤原市長、久富副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件1件の審査を行いました。

上下水道部の付託案件である議案第46号 本巣市水道事業給水条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第44号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第2、議案第44号 本巣市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてを議題

といたします。

議案第44号については総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勇樹君。

○総務企画委員会委員長（高橋勇樹君）

それでは報告いたします。

付託案件、議案第44号 本巢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、条例第2条に規定する市の執行機関について具体的にはどのようなものかとの質問に対し、執行部から、通常の執行機関及び水道及び下水道事業会計の管理者でありますとの答弁がありました。

続いて、条例の執行機関として議会が入っている市もあるようだがとの質問に対し、執行部から、手続上議会においては情報公開のみであり、ほかに対象の申請等について該当はないことから入っていませんとの答弁がありました。

続いて、条例第3条に規定する必要な処置として該当するものは何かとの質問に対し、執行部から、情報システムの整備に関わるセキュリティー等になりますとの答弁がありました。

続いて、条例第5条に規定する当該処分通知の到達とはどのように解釈すればいいかとの質問に対し、執行部から、相手方に通知が届いたときと考えていますとの答弁がございました。

最後に、条例第5条に規定する電子情報処理組織とはどのような組織なのかとの質問に対し、執行部から、機械設備等を含む情報システム全体のことに相当しますとの答弁がありました。

採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（大西徳三郎君）

それでは、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

今、委員長報告を聞いたところでありますけれども、第2条、第3条、第5条というものについての表向きの報告があったかと思っております。

この中において、今の報告以外の審査はどのように行われたのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

高橋君。

○総務企画委員会委員長（高橋勇樹君）

ただいまの質問にお答えさせていただきますが、このほかにも質問があったかということに近い

かと思うんですけども、今のところ私の記憶している中では、これ以外に質問はございませんでした。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

鏝本君。

○13番（鏝本規之君）

この条例は新たにつくる条例であり、また予算において、この事業をすることにおいて1億2,000万という莫大なお金が計上され、それを議会として認めています。この運用に対してどのように行うかということが記載されているこの条例であります。

今、委員長報告の中にあつたこの内容については、少し考えてもらえれば分かる内容であります。市の執行機関というものは何かということについては、議員である以上ある程度のことは理解をしているはずであります。

また、3条に書かれている必要な措置等々、また答弁に対して情報システムの整備に係るセキュリティというような答弁がありましたけれども、このことについてはもういろいろな情報機関、今本巢市がやっているいろいろな、印鑑証明を出すことにおいても、また戸籍謄本を出すことにおいても、そういうことについてはもう過去に行われている。情報漏洩がされないように、また内容が他に漏れないようにということについてのセキュリティはもう過去において行われていることでもあります。今回の1億2,000万円をかけて行うこの事業においても、当然そのことについて行われるわけでありますから、改めてセキュリティの問題を問うような話ではないであろうと感ずるわけであります。

また、当該処分通知等々ということがありましたけれども、執行部からの説明は相手方に通知が届いたときと考えています。これは当たり前のことであつて、そう難しいことではないと考えるわけであります。

また、第5条においては、規定する電子情報組織とはどのような組織なのか。これは私もよく分からない。だから聞くことにおいては何ら問題はないと思うんですが、機械設備等を含む情報システム全体のこと。この答弁において、もう一つ突っ込んだ質問、また議論があつてしかるべきだと思うわけであります。

まだまだこの中においては、よく分からない条例が記載をされております。申請等というところがあるわけでありますけれども、この中に書かれていることについては非常に論文的、また文章の解釈によって相当に理解に苦しむものがあるかと思ひます。この文章で分かるということが、もしずっとこのことが分かるというならば、私は相当私よりも頭のいい人だろうと思うわけでありまして、議論等々の中においてまたこういうものが質問されなければ、また委員長報告としてなされる委員長として理解をして解釈をしたものだと思つておるわけであります。

またその中に、申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関、また当該申請等を受ける市の機関等に対して行われるものごとに、そのそれぞれ別の申請等と

みなしてこの条例の規定を適用すると書かれている。これはどういう意味なのか分かって議論をされていたのか、まず1点お伺いをいたします。分からなければ分からないで結構でございます。

またその下に、同じようなことで、この条例の規定を適用するとも書かれている。

また第4条、ここにもすごく難しい言葉が書かれている。当該条例等の規定に関わらず、規則で定めるところによりと書かれている。この規則と条例とは別のものであると感ずるわけであります。条例は議会で定める、議会が承認をするものでありますけれども、規則は議会の承認を得ることなくつくることができるわけであります。そういうものを鑑みたときに、この規則が今どのようなふうにつくられ、どういう規則になるのかというような形の議論があつてしかるべきであると思いません。

また、4条の6のところ、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて、規則で定めるものをもってすることができるといことが書かれているということは、規則を新たにつくった後に、この条例に従ったものを運用するというふうに解釈できるわけでありますけれども、この規則、規則というものが多く書かれている。また第5条においても同じようなことが書かれている。

また、8条においては、さきも述べたような形で、いろいろなものを市民がいただくにおいて、本人ではないかもしれないという虚偽、難しい言葉で書いてあるけれども、うそはないかを判断する、虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があることと書かれている。けれども、この情報システムには対面はないわけであります。情報システム、また情報システムを通して印鑑証明、また何かの書類等を取ろうとしたときに、本人か否か、またうそを言っているかいないか、どうして認定するのか、決定するのか、そういうこともこの中に書かれているけれども、うそがないかどうかを対面によりと書いてある。また、そういうものについてどのような審議もなされなかった、記憶にないということはなされなかったのかと思うわけであります。

最後に、第11条に、この条例に定めるもののほか、この条例の実施のために必要な事項は規則で定めると書かれている。この11条についてもどのような解釈をもって議論をしたのか、またされなかったのか。付託された当委員会の責任においてどのような判断をされたのか、お伺いをいたします。

[発言する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

ちょっと待つて。委員長答えて。委員長に答えてもらつて。

委員長、お願いします。

○総務企画委員会委員長（高橋勇樹君）

じゃあ、先ほどの鏝本議員からの質問に答えさせていただきますが、当委員会ではしっかりと委員それぞれ、私は十分この案件について考えて、それで質問をされたとは私は認識しております。

ですし、細かいことに関しましては、鏝本議員が質問されたりとか疑問に思ったことに関しましては、できれば執行部の方に聞いていただきたいと思いますし、疑問に関しましては、我々ではち

よっとそこまで質問というか、頭がなかったのかなというふうに思いますんで、そういった御意見があれば委員会のときに質問できたんですが、ちょっとまた執行部の方に御質問いただけるとうれしいです。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

3回目ですから、これで。

○13番（鏑本規之君）

分かっております。

付託案件ですので、付託されたところがどのような審議をされたのか、今確かめるためにお聞きをしたわけでありますけれども、そういうことについて何一つ記憶がないという答弁でありますので、議会の中で、また委員会の中でいろいろなことが質疑、応答されたというふうに前向きに解釈をするわけでありますけれども、委員長に対しては、そういうことが記憶にないということについての答弁においては非常にかっかりをいたしましたので、これで終わります。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

それでは委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

ただいま委員長報告の中において、はっきり言うと何を議論して何をやったのかということであります。

私も、執行機関であるこの条例を書いた企画また担当者等々にいろんなことを質問しました。私は何せ頭が悪いですから、自分で理解できるまで聞きましたけれども、聞いただけでも約2時間近くの時間を要しました。

こういう条例においては非常に専門用語が多く、その意味の解釈によってはその次の解釈も必要というふうに感じ、一つ一つの文面については拡大解釈がどこまでできるのか等々ということも含めて、条例ですので、一つの本巢市の法律みたいなものですから聞いたわけであります。

その中において、今の委員長報告等々においては、とても納得のできるような委員長報告ではなかったと思っております。

また、この中において、条例は条例として、その後でこの条例を施行するため、実行するためには規則を設けると書かれています。この規則においてはどのような形で規則ができるのか、大方のひ

な形すらいまだ提示をされておられません。

また、過去に情報公開等々について条例がつくられ規則もつくられております。そのものをもってすればあえてつくる必要もないぐらい、私も議員として5期務めている中で、いろいろな規則、また条例改正等々において賛同をしており、情報公開の秘密漏洩等々においても責任を持って討論をし、また議論をし、賛成をしております。

よって、今回このような条例を新たにつくる必要があるのか否かということについては少し疑問符を持つところでありまして、またこの規則が、条例が可決された後に規則をつくるというそのひな形すらまだ提示されていないことを鑑みれば、この規則をつくる最高責任者である市長さんの、失礼かもしれませんが、あと数か月という任期があるわけでありましてけれども、万が一こういうことについての知識のない、また勉強もしていないような人がもし市長になったとするなら非常に危ういことになるかと思うわけでありまして。

よって、この条例については反対という形を取らざるを得ないけれども、規則についてきちんと議会に報告をし、そして議会の理解を得るということが附帯決議でもいいのでつけていただければ、それはそれでよしとしますけれども、付託した委員会においては、そのことすら委員長報告の中に一言も述べられていない。また、規則についてどういうふうに定めるかのひな形でも、議会のほうに報告をしていただきたいというような要望事項すら記載されていないことにおいて、報告されていないことについては、非常に市民のこれからの運用、第1条に書かれていることが本当に行われるのか否か心配でありますので、議員各位においてはこのことについてよく審議をしていただき考えていただき、私の反対に賛同していただくことを切にお願いをして反対討論とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

飯尾君。

○4番（飯尾龍也君）

私はこの条例に賛成します。

といたしますのは、この平成14年の法律、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律にのっとり、本市における情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例ですので、何ら逸脱もしておりませんし、また最後の条文の11条に、この条例の実施のために必要な事項は規則で定めるといふ文言が書いてある。

ぜひこの文言にのっとり行政がつつがなく粛々で行われることが大事だと思ひ、賛成いたします。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

1番 吉村君。

○1番（吉村知浩君）

僕は、反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。

今回これは新規の条例であり、新規の条例をつくる時、僕たちの仕事である市民の生命と財産を守るということが、果たしてこれが保たれるかどうかという目で見えて物事を考えるようにしています。

その中で、この条例については、例えばDVで逃げているとか、夫や親が子どもを不当に見つけることができる可能性があるかどうか。それが大丈夫だと確認できるというところまでは、やはりこの規則によって少し変わってくるのかなと思っています。

今のこの中身ではそこまで携わることができない、子どもの安全を確認することができない、できるところまで携われないという、あくまで規則については市の執行部、僕たち議会以外のところで決まってしまうという部分では危険性を感じると思い、反対とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の発言がありましたけど、賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 高橋君。

○6番（高橋時男君）

私は賛成の立場から反対の討論をさせていただきます。

本条例は行政手続のオンライン化という条例で、目的は市民の利便性の向上と行政運営の簡素化及び効率化にございます。

市民にとりましては、時間的制約であったり地理的な制約関係なく、いつでもどこでも手続が行えて、申請した手続の状況も確認ができるということで、透明性の向上も図れます。また行政にとりましても、添付書類の省略あるいは複数部署への申請等の見直しなど業務の改善が図れるほか、スピードアップあるいはペーパーレス化が図れます。

このように、市民と行政双方にとってメリットのある、時代に即した本条例の制定には賛成をいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

お座りください。起立多数です。したがって、議案第44号 本巢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第3 議案第45号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第3、議案第45号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第45号については文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 今枝和子さん。

○文教福祉委員会委員長（今枝和子君）

それでは報告させていただきます。

議案第45号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、条例第10条第4項第2号に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書とは具体的にどのようなものかとの質問に対し、執行部から、スマートフォン内蔵型の電子証明書であり、あらかじめ登録したスマートフォンを使って証明書を発行するものですとの答弁がありました。

マイナンバーカードの取得者の人数はとの質問に対し、執行部から、8月末現在で2万6,349件、交付率79.6%、また死亡者や再交付者を除くと2万5,247件、保有枚数率76.3%になりますとの答弁がありました。

マイナンバーカード事業に係る今後の予定はとの質問に対し、執行部から、今まではカードの場合暗証番号が必要になっていましたが、今後はコンビニなどでスマートフォンをかざすと証明書が取れるようになりますとの答弁がありました。

その事業に対し市の持ち出しはあるのかとの質問に対し、執行部から、市の持ち出しとしては一切ありませんとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（大西徳三郎君）

これより委員長報告に関する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

今委員長報告があったわけでありませけれども、この印鑑条例等々においても、さきの44号においても、本人確認等々においてはマイナンバーカード等々を使用すれば本人確認は非常に簡単であ

ろうというふうに思うわけでありませぬ。

ただ残念なことに、まだまだ100%ではないということがありますけれども、今回のこの条例案においては、今報告の中にあつたように七十何%だったかな、割かし多くのマイナンバーカードの取得だということになっておりますし、そういうふうの報告があつたことについて、もう少し、今の確定の時期というのは何年の何月頃かは説明の中にありましたか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

今枝委員長。

○文教福祉委員会委員長（今枝和子君）

8月末現在の数字でございます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第45号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 議案第46号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第4、議案第46号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第46号については産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 河村志信君。

○産業建設委員会委員長（河村志信君）

産業建設委員会より報告をいたします。

議案第46号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、新聞紙上で大垣市の水道料金の値上げは延期とあったが、大垣市はどの程度値上げをする予定なのか、また近年値上げをしたところはあるのかとの質問に対し、執行部から、大垣市の値上げ前の料金は1世帯3人で口径20ミリ、2か月平均50平方メートルで試算すると6,930円程度になりますが、値上げの料金は把握していません。

また、最近改正した市町村としては、飛騨市が令和4年4月、北方町が令和3年8月に改定しています。本県市は令和4年度の基本料金1,250円で試算すると38市町村のうち24位であり、これを今回の条例改正後の料金で試算すると15位となりますとの答弁がありました。

次に、値上げした場合の本県市の水道料金は幾らになるのかとの質問に対し、執行部から、9,075円となりますとの答弁がありました。

水道料金を上げたとして、一般会計からの繰入れはどのくらい減るのかとの質問に対し、執行部から、令和5年度の予算ベースで繰入れ基準外が約1億2,000万円あることから、その部分の赤字補填をしながら料金改定をするものであり、その部分を削減することになりますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 澤村君。

○8番（澤村 均君）

この水道料金の値上げについて少しお話をしたいと思います。

これは3割という値上げなんです、前回に引き続きこの値上げがなされるという、来年度から。水というのは生活する上で一番大事なものであります。そういった観点から、私は前に委員会で話ししたことありますが、やはり生活弱者、そういう人たちのことも考え、この値上げには慎重な態度で臨んでいただけるようお願いをするものであります。

○議会事務局長（大久保守康君）

討論ですので、反対か賛成かを。

○8番（澤村 均君）

反対という立場からの意見とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

分かりました。

ただいま反対の意見がありましたので、原案に賛成の発言を求めます。

[挙手する者あり]

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

それでは、反対討論がありましたので、賛成の立場から討論に参加をさせていただきます。

確かに議員が言われるように、値上げについては慎重にということはよく理解をするわけであり
ます。

けれども、この料金体系においては、合併当時の4市町村において一番安い地域の金額の料金を
本巢市の料金と定めたところに大いに問題があったかと思うわけであります。その料金体系を十数
年にわたり手をつけることなく来たわけであります。そのことによって、水道事業においては多く
の障害が出てきました。市民の命のもとである水に対して、漏水が多い、また古い管が多い等々の
ことで、確実にやらなければいけない事業すら手薄になっていたのが現実であります。それを近年、
何とか予算を確保しながら少しずつでも努力をして、また担当部局が奉仕みたいな形で努力をして
くれたおかげで、漏水というパーセンテージも10%近く改善ができたことを思えば、今回のこの値
上げについて、もうこれ以上の漏水等々も限界であるということを見れば、より安全な命のもと
である水を市民に安心して提供するためには、ある程度の負担はやむを得ないであろうと感ずるわ
けであります。他市においてもそういう状況において、今水道料金の値上げを図っているところで
あります。

今回の値上げについても、値上げということについては非常に抵抗はあるけれども、値上げをし
たとしても、全国的に見てもまたこの岐阜県においても、さほど上位を占めるだけの値上げではな
いと感ずるところであり、市民の方においては少し節水をしていただければ、そんなに懐が痛むほ
どのことではないと感じ、私は今回の件については賛成といたしたいと思えます。

議員各位におかれましては、よく考えていただき、賛成していただくことを切にお願いをして、
賛成討論とさせていただきます。終わり。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第46号の採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛
成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。お座りください。したがって、議案第46号 本巣市水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第47号から日程第7 議案第49号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第5、議案第47号 本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから日程第7、議案第49号 本巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運用に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第47号から第49号までについては、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 今枝和子さん。

○文教福祉委員会委員長（今枝和子君）

それでは、報告させていただきます。

議案第47号 本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部に補足説明を求めましたが補足説明はなく、続いて質疑を行ったところ、委員から、20人未満の保育所について本巣市は該当しないのかとの質問に対し、執行部から、該当ありませんとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

議案第48号 本巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部に補足説明を求めましたが補足説明はなく、続いて質疑を行いました、質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

続いて、議案第49号 本巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部に補足説明を求めましたが補足説明はなく、続いて質疑を行ったところ、委員から、条例第6条の3に規定する自動車を運行する場合の所在の確認はどのようにするのかとの質問に対し、執行部から、名簿などを使って先生と運転手双方で確認をしていますとの答弁がありました。

具体的に想定される事案はどの質問に対し、執行部から、通常の留守家庭教室ではありませんが、公園など外での移動時を想定していますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（大西徳三郎君）

議案第47号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第47号 本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第48号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第48号 本巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第49号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第49号 本巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第51号から日程第10 議案第53号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第8、議案第51号 令和5年度本巣市一般会計補正予算（第4号）についてから日程第10、議案第53号 令和5年度本巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題といたします。

議案第51号から議案第53号までについては、予算決算委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

予算決算委員会委員長 鏑本規之君。

○予算決算委員会委員長（鏑本規之君）

それでは、付託をされました案件について報告をさせていただきます。

9月25日開催の当委員会に付託されました議案第51号から議案第53号までの補正予算について、審議の経過と結果について御報告をいたします。

本案につきましては、9月15日、19日、20日の各分科会での審査の後、質疑と委員同士の意見交換を行いました。

採決の結果、議案第51号から議案第53号までについては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告をさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第51号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

予算決算委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第51号 令和5年度本巢市一般会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第52号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。お座りください。したがって、議案第52号 令和5年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第53号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第53号 令和5年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、暫時休憩をいたします。10時半まで休憩をしたいと思います。

午前10時13分 休憩

午前10時31分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開をいたします。

日程第11 認定第1号から日程第17 認定第7号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第11、認定第1号 令和4年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてから日程第17、認定第7号 令和4年度本巢市下水道事業会計決算についてまでを一括議題といたします。

認定第1号から認定第7号までについては予算決算委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算決算委員会委員長 鏑本規之君。

○予算決算委員会委員長（鏑本規之君）

それでは、予算決算委員会に付託されました案件について報告をさせていただきます。

9月25日開催の当委員会に付託されました認定第1号から認定第7号までの決算について、審査の経過と結果について御報告いたします。

本案につきましては、9月15日、19日、20日の各分科会での審査の後、質疑と委員同士との意見交換を行いました。

採決の結果、認定第1号から認定第4号までは全会一致、また認定第5号から認定第7号までについては賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

なお、認定第4号における意見交換について、企業用地造成事業について、現在目的とする土地がないのが現状であり、もとまるパーク周辺や長良糸貫線の一部開通予定などの現状を踏まえ、都市計画の見直しを早急にすべきである。

また、認定第5号における意見交換について、一般会計からの援助を減らすため料金体系の見直しを図られたい。

現在の農業集落排水事業において、新しい分譲住宅でもつなぐことができるよう、何らかの形で公共下水道事業に置き換えることについて検討をしていただきたいなどの要望がありました。

以上、報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

委員長報告が終わりましたので、監査委員の臼井悦子さんが退席されますので、暫時休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時36分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開をいたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第1号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、認定第1号 令和4年度本巢市一般会計歳入歳出決算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

認定第2号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、認定第2号 令和4年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

認定第3号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。着席ください。したがって、認定第3号 令和4年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

認定第4号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。着席ください。したがって、認定第4号 令和4年度本巣市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

認定第5号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 澤村君。

○8番（澤村 均君）

この農業集落排水について反対の討論をさせていただきます。

一般会計から1戸当たり13万からという持ち出しがあるというこの農業集落排水についてですけど、今の稼働率というか引込み率が100%になっていない部分、この部分かなり枠があるわけで、この部分で収入が増えればかなり予算も楽になるのではないかという、少しその部分をお話しさせていただきます。

農業集落排水、いろいろと制約がありまして、すぐ隣に新しい団地ができて引き込めないとか、こういった部分の見直しというか、行政の方がこういう努力をしていただいて、いろんな方策を取っていただくという努力が足りないではないかと思い、今回の反対討論とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の意見がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

飯尾君。

○4番（飯尾龍也君）

私は、この認定第5号については賛成です。

といいますのは、もう行政においては、私は委員会のお話したように、滞納に対しての適切な対応、滞納額に対しての適切な行政運営を行ってみえる。また今現在、下水道、公共も農集もですが、ビジョンを掲げて、これからの本巣市における農業集落排水の策定もされております。

このように、行政側としては粛々で行われておる次第で、たまりにたまった一般会計からの繰入

金というのは膨大なものですから、ぜひともここを認定し、ますますよりいい農集を進めていくには、ぜひともこの決算を認定するのは大事かと思えます。よって賛成いたします。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成多数です。お座りください。したがって、認定第5号 令和4年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

認定第6号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。お座りください。したがって、認定第6号 令和4年度本巢市水道事業会計決算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

認定第7号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 澤村君。

○8番（澤村 均君）

この認定第7号について反対の立場から討論させていただきます。

先ほどの農集の下水と同じように、この公共下水、これも同じような加入率とか、こういう努力の足りない部分があります。

本巢市にはいろいろこの高齢者が引き込みする力がないとか、そういうお話を聞いた中で、本巢市の補助事業でいろいろ住宅リフォームとかいろいろな補助金を出している部分があるんですが、こういうものの活用を見直して引込み加入率100%になるような努力をしていただきたいと思います。

よって、この本案には反対の意見でございます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

飯尾君。

○4番（飯尾龍也君）

先ほどの農集の認定と同じように、公共下水道に関しましても、行政側は今下水道ビジョンという形で策定されております。それに向けて今後更新等、また広域でしっかり選択と集中という形で行っていく事業でありまして、この決算については行政側としても努力をされていることが分かります。

よって、この認定については賛成であります。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、認定第7号 令和4年度本巢市下水道事業会計決算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで監査委員が入室されますので、暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（大西徳三郎君）

再開をいたします。

監査委員が入室されましたので、ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 報告第16号（上程・説明）

○議長（大西徳三郎君）

日程第18、報告第16号 専決処分の報告について（公衆電話ボックスの破損事故に係る損害賠償）を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本日追加提案させていただきました議案につきまして御説明を申し上げます。

報告第16号 専決処分の報告について（公衆電話ボックスの破損事故に係る損害賠償）でございます。

令和5年8月4日に本巢市根尾樽見地内において発生した公衆電話ボックスのガラス破損事故について、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償金を決定し、和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを御報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

報告第16号の補足説明を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、報告第16号 専決処分の報告について（公衆電話ボックスの破損事故に係る損害賠償）の補足説明をさせていただきます。

お手数でございますが、議案書の2ページ、専決処分書を御覧いただきたいと思います。

最初に事故の概要を説明させていただきます。

令和5年8月4日午前9時半頃、うすずみふれあいプラザにおいて建設課職員が草刈り機を使用して除草作業をしていたところ、花壇付近を除草した際、飛び石により公衆電話ボックスのガラスを破損したものでございます。イベントの手伝いに来ていた職員の事故でございます。

次に相手方でございますが、大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号、西日本電信電話株式会社でございます。

次に和解の内容でございますが、損害賠償金として7万5,331円を支払い、相互にその他に何ら債権債務がないことを確認するものでございます。賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険により対応するものでございます。なお、過失割合は市が10割でございます。

職員に対しては注意喚起をしておりましたが、今後はこのようなことがないよう安全対策を十分

講じてまいります。

以上、報告第16号の補足説明とさせていただきます。

日程第19 発議第4号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第19、発議第4号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書についてを議題といたします。

発議第4号について提出者に説明を求めます。

12番 河村志信君。

○12番（河村志信君）

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書としてお話しさせていただきます。

本巢市の森林は、市民のみならず、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等の公益的機能をもって、流域住民あるいは国民全体に様々な恩恵をもたらしています。

これらの機能を十全に果たすべく、間伐などの森林整備を着実に実施していくための財源として令和元年度から森林環境譲与税の譲与が開始された。

また、地域の森林の適正な管理は、マスタープランとなる市町村森林整備計画に基づき、森林を有する市町村においてその責務を果たす必要があり、森林環境譲与税と同時期に始まった森林経営管理制度では、さらに踏み込んだ市町村の関与が求められている。

さらに、近年多発する豪雨によって起こる土砂災害や洪水、浸水といった被害から、下流域の住民生活を守るためにも、適切な森林管理を進めていくことが急務となっている。

こうした状況の中、本市においては令和元年度から森林環境譲与税を活用し、新たな森林整備の推進や人材育成・担い手の確保、木材利用による普及啓発に取り組んできたが、今の譲与基準のままでは、森林整備等に要する費用に不足が見込まれ、さらなる財源の確保が必要となっている。

一方で、この譲与基準は、10分の5の額を私有林人工林の面積、10分の2の額を林業就業者数、10分の3の額を人口で案分して譲与するとされており、人口が集中する都市部への配分額が多くなっている。

我が国の森林は、大都会にほとんど存在せず地方に存在し、地方の森林が国土保全と水源涵養等の役割を担っていることを鑑みて配分額を見直す必要がある。

よって、国においては、森林の適正な管理を国民全体で支えるという森林環境譲与税の趣旨に基づき、本市を含め森林面積が多い市町村において、森林整備をより一層推進できるよう、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和5年9月29日。岐阜県本巢市議会。

提出先としては衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、内閣官房長官となります。

提出者としましては、私、提出者として河村志信、賛成者として鏑本規之、寺町茂、片岡孝一、

瀬川照司。以上が提出者となります。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（大西徳三郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第4号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、発議第4号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩中に、高田浩視君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。ここで議会副議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程1として直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会副議長の辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程 1 議会副議長辞職の許可について

○議長（大西徳三郎君）

追加日程 1、議会副議長辞職の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、高田浩視君の退場を求めます。

〔副議長退場〕

議会書記に辞職願を朗読させます。

○議会事務局書記（山本 憲君）

令和5年9月29日、本巣市議会議長様。本巣市議会副議長 高田浩視。

辞職願。今般、一身上の都合により、副議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

お諮りします。高田浩視君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議がありますので。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

今、高田副議長から一身上の都合ということで辞職ということが出ておりますけれども、副議長として1年間一生懸命私はやっていただいたとっております。また、副議長として何ら間違いも犯さず、一生懸命議会の中においても議長を補佐してやっていただいたとっております。

そういう中において一身上の都合ということでありましてけれども、一身上の都合がどういう意味かも内容的にはよく分かりませんが、私としては、今日この議会の中においても健康でありましたし元気でありましたので、もう少し副議長の職を続けてやっていただきたいという思いから反対とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

異議がありますので、起立によって採決をいたします。

高田浩視君の副議長辞職を許可することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

ありがとうございました。御着席ください。起立多数です。したがって、高田浩視君の議会副議長辞職の許可については許可することに決定いたしました。

議会副議長の辞職の許可についてが終了しましたので、高田浩視君の入場を許可します。

〔副議長入場〕

高田浩視君に申し上げます。

高田浩視君の副議長を辞職することは、許可することに決定いたしました。

高田浩視君は登壇し、御挨拶をお願いします。

○11番（高田浩視君）

1年間、本当に皆さんありがとうございました。

この1年間は、振り返りますと、一時的ではありますが欠員が3名という本巣議会にとっては大変厳しい苦慮する議会運営であったと思っております。そんな中で自分の本当の力のなさを痛感してまいりました。

これからはもっとしっかりと努力して、議会の運営のために一層力になれるよう頑張りたいと思います。

今度は副議長というか、一議員としてますますの本巣議会の活性化に向けて大西議長を支えていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくをお願いします。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（大西徳三郎君）

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。ここで議会副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程2として直ちに議会副議長の選挙を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程2として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程2 議会副議長の選挙について

○議長（大西徳三郎君）

追加日程2、議会副議長の選挙についてを行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に議席番号1番 吉村知浩君と2番 高橋知子さんを指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とします。

投票用紙に被選挙人の氏名のみを記載してください。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[挙手する者なし]

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

[投票箱点検]

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、1番議員から順に投票を願います。

[投票]

投票漏れはありませんか。

[挙手する者なし]

投票漏れはなしと認めます。

投票を終了します。

ただいまから開票を行います。

立会人は、開票の立会いをお願いします。

[開票]

選挙の結果を報告します。

投票総数16票、うち有効投票16票。

有効投票中、今枝和子さん16票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、今枝和さんが副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

会議規則第31条第2項の規定により、副議長に当選された今枝和さんが議場におられますので、当選の告知をします。

今枝和さんは登壇し、御挨拶をお願いします。

○新副議長（今枝和子君）

ただいま議員の皆様のお推挙をいただきまして、重責であります副議長という重責を受任させていただきました。まだまだ未熟で学ぶところばかりではございますが、大西議長と共に本巣市発展のために精いっぱい務めてまいりたいと決意をしております。どうか皆様の御指導、御協力を賜りますよう心よりお願いを申し上げます、副議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（大西徳三郎君）

議事の都合により暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

午後1時23分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しています。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20 常任委員会委員の選任について

○議長（大西徳三郎君）

日程第20、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名いたします。

予算決算委員会に、吉村知浩君、高橋知子君、瀬川照司君、飯尾龍也君、片岡孝一君、高橋時男君、寺町茂君、澤村均君、高橋勇樹君、今枝和子君、高田浩視君、河村志信君、鏑本規之君、臼井悦子君、道下和茂君、以上15名を、総務企画委員会に、瀬川照司君、高橋勇樹君、今枝和子君、河村志信君、臼井悦子君、私、大西徳三郎、以上6名を、文教福祉委員会に、吉村知浩君、片岡孝一君、高橋時男君、寺町茂君、道下和茂君、私、大西徳三郎、以上6名を、産業建設委員会に、高橋知子君、飯尾龍也君、澤村均君、高田浩視君、鏑本規之君、私、大西徳三郎、以上6名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

予算決算委員会は全員協議会室において開催いたします。

予算決算委員会の互選終了後、総務企画委員会は全員協議会室、文教福祉委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室にて開催いたします。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく申し上げます。

それでは暫時休憩します。

午後1時26分 休憩

午後1時37分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、報告いたします。

予算決算委員会委員長 鏑本規之君、副委員長 今枝和子さん、総務企画委員会委員長 高橋勇樹君、副委員長 臼井悦子さん、文教福祉委員会委員長 道下和茂君、副委員長 寺町茂君、産業建設委員会委員長 高田浩視君、副委員長 飯尾龍也君、以上のとおりです。

日程第21 議会運営委員会委員の選任について

○議長（大西徳三郎君）

日程第21、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により私より指名いたします。

高橋勇樹君、今枝和子さん、高田浩視君、河村志信君、鏑本規之君、道下和茂君、以上の6名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

これより議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

議会運営委員会委員は第1委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでは年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願います。

それでは暫時休憩いたします。

午後1時39分 休憩

午後1時43分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開をいたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

議会運営委員会委員長 道下和茂君、副委員長 今枝和子さん、以上のとおりです。

議事の都合上、暫時休憩します。

午後1時43分 休憩

午後1時44分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開いたします。

お諮りします。先ほどの休憩中に議会だより編集特別委員会委員 高田浩視君から、一身上の都合により辞任願が提出されました。

ここで議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程3とし直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程3とし議題とすることに決定いたしました。

追加日程3 議会だより編集特別委員会委員辞任の許可について

○議長（大西徳三郎君）

追加日程3、議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥のため、高田浩視君の退場を求めます。

〔11番 高田浩視君 退場〕

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員 高田浩視君の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員 高田浩視君の辞任の許可については、許可することに決定いたしました。

議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてが終了しましたので、高田浩視君の入場を許可します。

〔11番 高田浩視君 入場〕

高田浩視君に申し上げます。

高田浩視君の議会だより編集特別委員会委員辞任を許可することに決定いたしました。

ただいま議会だより編集特別委員会委員が欠けました。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程4として直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程4とし議題とすることに決定いたしました。

追加日程4 議会だより編集特別委員会委員の選任について

○議長（大西徳三郎君）

追加日程4、議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規

定により私より指名します。

高橋時男君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午後1時47分 休憩

午後1時48分 再開

○議長（大西徳三郎君）

再開いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本日、瀬川照司君、道下和茂君、以上2名がもとす広域連合議会議員を辞職されました。よって、もとす広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程5として直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、もとす広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程5として、直ちに選挙を行うことを決定いたしました。

追加日程5 もとす広域連合議会議員の選挙

○議長（大西徳三郎君）

追加日程5、もとす広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

お諮りします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、指名推選の方法については、議長が指名することに決定いたしました。

もとす広域連合議会議員に、高橋知子君、河村志信君を指名します。

ただいまもとす広域連合議会議員に当選された高橋知子君、河村志信君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。

閉会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で、本会議に提出された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第4回本巣市議会定例会を閉会いたします。30日間にわたりまして、大変お疲れ様でした。御苦労さまでした。

午後1時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 大 西 徳 三 郎

署 名 議 員 道 下 和 茂

署 名 議 員 吉 村 知 浩